

議案第47号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「する合計所得金額」の次に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を、「0とする。」の次に「以下同じ。」を加える。

第4条第1項第1号の表中「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)」を削る。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第47号 養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線の部分は改正部分)

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|---|---|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。</p> | | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 <u>(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)</u>をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。 <u>以下同じ。</u>)の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。</p> | |
| 区分 I | <p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額 <u>(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</u></p> | 区分 I | <p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円を超えるとき。</p> |

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|-------------|---|-------------|--|
| | <p>いい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円を超えるとき。</p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p> | | <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p> |
| 区分Ⅱ | <p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者であるとき。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（<u>地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。</u>）の合計額が80万円を超えるとき。</p> <p>ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていないとき。</p> <p>エ 「所得を有しない者」であるとき。</p> | 区分Ⅱ | <p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者であるとき。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円を超えるとき。</p> <p>ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていないとき。</p> <p>エ 「所得を有しない者」であるとき。</p> |
| (2)・(3) (略) | | (2)・(3) (略) | |
| 2～4 (略) | | 2～4 (略) | |